

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書について、別紙1に掲げる部分については公開すべきであるが、その他を非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

平成15年3月13日に本件異議申立人より次のとおり公文書公開請求があった。

「平成14年実施 平成15年度島根県公立学校教員（小・中・高・特・養）採用選考試験問題、解答、配点、選考基準（一次、二次とも）が記載された文書（義務教育課）」

実施機関は、平成15年3月25日付けで公開決定等の期間延長を行い、同年4月22日付けで別紙2のとおり公文書を特定し、公開決定及び非公開決定を行った。

異議申立人は、別紙2のうち島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第7条第6号に該当するとした非公開決定及び不存在を理由とした非公開決定を不服として、平成15年5月28日に異議申立てを行い、実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年7月15日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

（1）異議申立ての趣旨

非公開とした決定を取り消し、全部公開を求める。

（2）異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、意見書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおり

である。

ア 条例第7条第6号に該当するとして非公開とした公文書について

(ア)各種面接質問例について

実施機関は、公立学校教員採用選考試験（以下「選考試験」という。）について、人物重視の採用選考をすすめるとしている。そうであれば、実施機関がどういう人物を求めているのかを積極的に明らかにすべきであり、そのためにも面接試験質問例の公開が必要である。面接質問例は、一般的・抽象的・常識的なものであると考えられる。だからこそ面接のための参考書等も広く市販され、それらを利用し受験者は面接試験の準備を行っている。したがって、面接質問例を公開しても人物に関する正確な事実の把握が困難になるとは言い難い。このことは、香川県における同種の異議申立てに対する香川県情報公開審査会も指摘しているところである。

また、英語面接質問については、英会話の能力を見るためのものであると思われることから、公開された他の実技試験問題と同様に扱い、公開すべきであるとする。

(イ)評価基準・選考基準について

面接試験、実技試験、小論文、模擬授業、ロールプレイ等については、筆記試験と異なり、人間性という抽象的なものが問われるところがあり、評価基準が示されなければ、どういう資質が要求されているのかを把握することができない。また、各試験をどのような割合で評価するかについても、実施機関が教員の資質として何を重視しているかを知る上で重要であるので、公開すべきである。

実施機関は、人事構想に係る情報は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難となるおそれがあるとしているが、説得力がない。むしろ、積極的に選考の基準などを公開し、鳥根県の教員として求められる資質や能力を明らかにすることによって、受験者の日常からの努力・研鑽を促し、教員採用選考の質的向上を図ることができると考える。

したがって、各試験における評価基準及び選考基準を公開すべきである。

イ 不存在を理由として非公開とした公文書について

(ア)一般教養・教職教養問題及び専門教養問題の解答及び配点について

公開された問題を検討したところ、記述・論述を要する部分も多く、解答に統一した基準が示されなければ、問題公開の意義が減ずると思われる。また、本来、試験問題とその解答（例）・配点は一体のものであり、次年度以降の問題作成の参考とすることを考えれば当然残しておくべきものである。その積み重ねが出題ミスや不適切な問題の防止にも役立ち、問題の質の向上につながる。

試験問題だけでなく、その解答（例）・配点についても公開し、教員として求められる資質・能力を明らかにすべきである。選考試験の問題は残っているが、その解答・配点については廃棄したというのは肯首できない。

(イ)小論文試験の解答について、

小論文の解答については、文章で記述した形での解答（例）は作成していないと思われるが、統一のとれた採点業務を行うために、解答の中に盛り込まれるべき視点・評価基準等が記載された文書が何らかの形で作成されているはずである。その文書を公開すべきである。

ウ 公開の必要性について

1999年12月に出された教育職員養成審議会第三次答申（以下「教育職員養成審議会答申」という。）では、「教育委員会が求める教員像を明らかにするとともに、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等の公表、採用選考基準の公表を検討することが必要である」として、採用選考の内容・基準の公表について言及している。

実施機関が積極的に選考試験に係る情報を公開し、県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を推進する立場に立つことを強く願う。そのことが教育、教育行政への信頼向上につながるものと確信する。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

(1) 条例第7条第6号に該当するとして非公開とした理由

選考試験に係る事務事業は、実施機関が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係るものである。選考試験における選考基準等の人事構想に係る情報は、公開することにより、実施機関が行う人事管理について、公正かつ円滑な人事の確保が困難となるおそれが

ある。

また、選考試験に係る事務事業は、毎年度ほぼ同様の内容で反復して行われる性質のものであり、面接試験の質問例等の情報を公開すれば、選考試験の内容等が受験者に予見されることになり、限られた時間の中で、受験者の資質、適性等について正確な事実の把握が困難となるおそれが生じ、ひいては本県が求める優れた教員が得られなくなる。

公開することによる具体的な支障は次のとおりである。

ア 面接質問例について

別紙 2 に掲げる公文書 1 ～ 3 の各種面接質問例は、単なる例題ではなく、評価の内容と結びついた個別具体的なもので、選考基準としての要素をもつものであり、毎年度内容が変わるようなものではない。

面接質問例を公開すれば、受験者がその内容を意識した応答をすることが考えられ、限られた時間の中で受験者の資質、適性等について正確な事実を把握することが困難となるおそれが生ずる。ひいては本県が求める魅力ある優れた教員を採用することができなくなるということから、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると考えらる。

イ 実技試験、小論文試験及び面接試験の評価基準について

別紙 2 に掲げる公文書 4 ～ 27 は、いずれも各試験の採点基準・評価基準に該当するものであり、選考基準としての性格をもつものと考えらる。基本的に毎年度内容が大きく変わるものではなく、これを公開すると、評価される内容及び評価の軽重が予見しやすくなることから、受験者がそれを意識した受験態度や、高い評価を得るような偏った受験準備をすることが予測される。その結果、受験者の本来の実力を十分見ることができなくなり、個々の試験の結果が客観性をもたなくなってしまうおそれがある。

なお、これらの公文書に記載された合計点あるいは総合評価については、教科によってさまざまな設定がしてあり、これを公開するとそれが選考試験全体における配点を示すものであるかのような誤解を生ずるおそれがある。

ウ 選考基準について

別紙 2 に掲げる公文書 28 ～ 31 は、いずれも配点基準等、選考試験に係る具体的な選考基準が記載されている。いわゆる狭義の選考基準となるものであ

る。これを公開すると、どうしたら高い評価を得るのかということが自ずとわかるため、受験者が高い評価を得るための受験対策をとることが可能となり、試験の結果が客観性を持たなくなってしまうおそれがある。

エ 情報公開について

本県では、平成15年度から試験問題、集団面接の問題、ロールプレイの内容等を公表しており、情報公開に対する姿勢は全国的に見て積極的な方であると考えている。

面接質問例や各試験の比重や配点など、評価基準・選考基準については、対象公文書に記載されている情報が詳細であるため、これを公開すると、偏った選考になる等、選考試験事務を遂行する上での著しい支障が生ずるおそれがあることから、非公開にせざるを得ないと考える。

(2) 不存在であるとして非公開とした理由

ア 一般教養・教職教養問題及び専門教養問題の解答及び配点について

別紙2に掲げる公文書32～35は、一般教養・教職教養及び専門教養の筆記試験について、各問題作成者が採点に用いるために作成した文書であり、解答、採点基準あるいは配点が記載されている。択一式の場合、解答及び配点が記載されているが、記述式の場合は、採点上の観点等の採点基準となるものが記載されている。採点業務のために作成した文書であることから、採点が終わり、最終的に島根県公立学校教員採用候補者名簿登載者（以下「名簿登載者」という。）が決定した後は保存しておく必要性がないので、当該文書を廃棄処分とした。

なお、文書の保存期間はその文書の保存の必要性から定められるものであり、試験問題とその解答・配点について、保存期間を同じに定める必要はないと考える。

イ 小論文試験の解答について

小論文試験については、論述される内容が非常に多岐にわたることから、すべてに対応できる解答例を作成することはできない。よって、小論文試験解答が記載された文書については、作成していないため、非公開決定とした。

しかし、採点に当たっては、採点者ひとりひとりの読み方が異ならないよう、採点の観点についての共通理解を図った上で、採点票をもとに採点業務を行っ

た。この採点票とは、条例第7条第6号により非公開とした、別紙2に掲げる公文書21「平成15年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験小論文試験採点票」のことである。

5 審査会の判断

本件異議申立ての対象となった公文書は、別紙2に掲げる平成15年度選考試験の一次試験及び二次試験に係る文書である。

(1) 条例第7条第6号の該当性について

ア 面接質問例について

実施機関は、別紙2に掲げる公文書1～3の面接質問例は、評価の内容と結びついた個別具体的なもので、毎年内容が変わるようなものではないことから、質問内容を公開すると、受験者がそれを意識した応答をすることとなり、限られた時間の中で受験者の資質、適性等について正確な事実を把握することが困難となるおそれがあると主張する。

当該公文書に記載された情報は、面接質問の内容を簡潔な言葉でまとめた部分（以下「質問項目」という。）具体的な質問内容及び面接における評価の視点に分類することができる。

質問項目については、個別具体的な質問ではなく、面接の際に問われる内容として容易に予想し得る一般的かつ常識的なものであり、これらを公開しても、正確な事実の把握が困難になるとは認められない。

一方、質問内容あるいは評価の視点については、受験者の資質や適性を判断するための個別具体的な質問や評価の基準となる情報であると考えられる。このような質問内容や評価の視点が予測されると、受験者がどのように応答するかを事前に準備することが十分に考えられる。その結果、面接がマニュアル化し、実施機関が主張するように、面接試験における客観的な評価が困難になるおそれが生ずると認められることから、本号に該当すると判断する。

以上のことから、質問項目に相当する部分及び既に明らかとなっている表題については公開すべきであるが、それ以外については非公開が妥当である。

イ 実技試験及び小論文試験の採点用紙について

別紙2に掲げる公文書4～21は、各実技試験及び小論文試験の採点に用い

る採点・評価の基準が記載された採点用紙である。教科によって文書の形式は異なるが、当該公文書に記載された情報は、評価の対象として何に着目するかを表す部分（以下「評価項目」という。）評価する際の観点を個別具体的に記述した部分（以下「評価の観点」という。）及び評価点に関する情報の3つに分類することができる。

評価項目については、既に公表されている問題から容易に類推できる情報、評価の対象として一般的に予想し得る情報、あるいは問題そのものであり、これを公開したからといって採用選考事務に著しい支障を生ずるとまではいえないことから、評価項目に相当する部分は公開すべきである。

一方、評価の観点は、得点化がなじまないものを一定の裁量をもって評価するための基準であり、評価点と一体化した情報である。評価の観点及び評価点を公開すると、何が重視され、どう評価されるかという具体的な評価の内容が明らかとなる。教科によっては、評価の観点到相当する情報が記載されていないものもあるが、評価点を公開することにより評価のウエイトが明らかとなる。

受験者数や会場等の条件から実施方法が限定される中で、評価の観点あるいは評価点という評価基準の詳細が明らかになることにより、受験者がどのようにすれば高い評価が得られるかということを予測し、ウエイトの高い内容を重視した偏った受験対策をとることが可能となる。その結果、受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難となると認められることから、本号に該当すると考える。したがって、評価の観点到相当する部分及び評価点については非公開が妥当である。

なお、実施機関は、合計点を公開することにより無用な誤解を生ずるおそれがあると主張する。しかし、合計点は、採点到当たって、何点満点と設定したかという情報にすぎないことから、公開の際に、合計点そのものが選考試験全体における配点を示すものではない旨を説明する等の工夫をすることにより、その懸念を回避することができる。よって、合計点を公開することによって、選考試験に係る事務事業遂行上、著しい支障が生ずるとは認めがたい。

また、表題、校種等、すでに実施要項等で明らかとなっている情報等、具体的な評価の基準とは直接関係がない情報についても、公開すべきである。

ウ 面接の評価票について

別紙 2 に掲げる公文書 22～27 は、第 1 次面接、模擬授業、個人面接、簡易ロールプレイ及び集団面接に係る評価票である。実施機関は、いずれも評価基準であり、これらを公開すると、受験者がそれを意識した受験準備をすることにより、正確な事実の把握が困難になると主張する。

当該公文書に記載されている情報は、評価項目、評価の観点及び評価点に関する情報に分類することができる。

このうち、模擬授業及び簡易ロールプレイの評価に関する部分については、評価の観点が記載されていると認められる。しかし、それ以外の面接の評価に関する部分に記載されている情報は、面接の際に観察される内容として一般的に予想し得る内容であることから、評価の観点とまではいえず、評価項目であると考えられる。

面接試験は、具体的な質疑応答のやり取りを通して受験者の資質等を判断するものであることから、評価項目が明らかになり、受験者がそれを意識した応答をしたとしても、そのことにより受験者の人物像に関する正確な事実の把握が困難になるとまではいえない。

しかし、評価の観点あるいは評価点を公開すると、何をどう評価するかという具体的な評価の基準が明らかとなる。その結果、受験者がそれを意識した偏った受験対策をとることにより、受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難になるおそれがある。したがって、評価の観点に相当する部分及び評価点については非公開とすべきである。

なお、総合評価に関する情報については、(1) のイで述べたのと同様に、各種面接試験における総合評価は、選考試験全体における配点を示すものではないことを説明すれば、無用な誤解を生ずるおそれはないので、これを公開しても、事務事業に著しい支障をもたらすとまではいえない。

また、表題等、具体的な評価の基準とは直接関係がない情報についても、公開すべきである。

エ 選考基準について

別紙 2 に掲げる公文書 28～31 は、選考試験全般に係る配点及び選考方法について記載した文書である。実施機関は、このような選考に係る詳細な基準を公開すると、受験者が高い評価を得るための受験対策をとることが可能とな

り、結果として、受験者が本来有している姿が見られず、試験の結果が客観性をもたなくなってしまうと主張する。

選考試験の目的は、幅広い能力を備えた、教員としてふさわしい人物を選考することである。しかし、当該公文書を公開すると、選考試験全体における各試験の配点のウエイト等、詳細な選考の基準が明らかとなるため、受験者が高得点を得るための偏った受験対策を講ずることが十分に予想される。その結果、受験者の適性、資質等を正確に判断し、教員としてふさわしい人物を採用することが困難となるおそれが生ずると認められる。

したがって、実施機関が当該公文書を非公開とした決定は妥当である。

(2) 文書不存在について

ア 一般教養・教職教養問題及び専門教養問題の解答及び配点について

別紙2に掲げる公文書32～35について、実施機関は、教員採用選考試験の採点を行うために作成した公文書であり、名簿登載者決定後はその役割自体がなくなるため廃棄した、と主張する。

実施機関の説明によれば、一般教養・教職教養問題及び専門教養問題については、問題を作成した職員がそれぞれ解答、採点基準及び配点を記載した文書を作成し、それを基に採点業務を行っている。

このような状況から、別紙2に掲げる公文書32～35を作成した目的は、あくまでも採点業務を行うためであり、採点の結果、名簿登載者が決定した後は保存しておく必要がないために廃棄したという実施機関の主張について、直ちに不合理な点があるとまではいうことはできず、実施機関が、不存在を理由として非公開とした決定は妥当とせざるを得ない。

イ 小論文試験の解答について

平成15年度選考試験における小論文試験問題は、「一(いち)」というテーマで、あなたの考えを600字以上、800字以内で述べなさい。」というものである。実施機関が主張するように、このような抽象的なテーマについて解答例を作成することは現実的に困難であり、小論文試験の解答は作成していないとする実施機関の説明には、特段不合理な点は認められない。

したがって、小論文試験の解答が記載された文書について、不存在による非公開決定とした実施機関の判断は妥当である。

なお、異議申立人は、解答の中に盛り込まれるべき視点、採点基準が記載された公文書があるはずだと主張する。これについては、別紙２の３６「平成１５年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験小論文試験採点票」が該当することを確認した。当該公文書の公開の可否については、審査会の判断（１）のイにおいて述べたとおりである。

６ 以上のとおりであるので、審査会の結論のとおり答申する。

なお、当審査会としては、教育職員養成審議会答申で要望されている、「教育委員会が求める教員像を明らかにするとともに、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等の公表、採用選考基準の公表を検討すること」は、県民の求めるところでもあると考える。

したがって、一般教養・教職教養問題及び専門教養問題の解答及び配点に係る文書の管理のあり方も含め、今後、実施機関において選考試験全般に係る情報提供のあり方について検討されることを要望する。

別紙 1

	公文書件名	公開すべき部分
1	二次試験英語面接質問	表題及び質問項目に相当する部分
2	第1次試験集団面接質問例	表題及び質問項目に相当する部分
3	個人面接試験の質問例	表題及び質問項目に相当する部分
4	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 音楽実技採点用紙	評価点を除く部分
5	平成15年度 教員採用試験実技試験採点表 教科(科目)[美術実技試験]	評価点を除く部分
6	家庭(被服実技問題)採点用紙	「評価の観点に相当する部分及び評価点」を除く部分
7	家庭(食物実技問題)採点用紙	「評価の観点に相当する部分及び評価点」を除く部分
8	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 養護実技採点用紙	「評価の観点に相当する部分及び評価点」を除く部分
9	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 体育実技採点用紙(小学校)	「評価の観点に相当する部分及び評価点」を除く部分
10	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 体育実技採点用紙(中・高・特)	「評価の観点に相当する部分及び評価点」を除く部分
11	平成15年度 教員採用試験実技試験採点表 教科(科目)[技術/パソコン実技試験]	評価点を除く部分
12	平成15年度 教員採用試験実技試験採点表 教科(科目)[商業/パソコン実技試験]	評価点を除く部分
13	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 体育実技採点用紙	「評価の観点に相当する部分及び評価点」を除く部分
14	パソコン実技試験評価表	評価点を除く部分
15	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 音楽実技試験採点簿	評価点を除く部分
16	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 英会話試験採点簿	評価点を除く部分
17	Judging Form	評価点を除く部分
18	平成15年度 島根県教員採用試験 中学校理科実技試験(採点シート)	「評価の観点に相当する部分及び評価点」を除く部分
19	平成15年度 島根県教員採用試験 理科実技試験(高校理科・物理)採点シート	「評価の観点に相当する部分及び評価点」を除く部分
20	平成15年度 島根県教員採用試験 高校化学実技試験(採点シート)	「評価の観点に相当する部分及び評価点」を除く部分
21	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 小論文試験採点票	「評価の観点に相当する部分及び評価点」を除く部分
22	第1次面接評価表	評価点を除く部分
23	平成15年度 面接 評価票(一般)	「評価の観点に相当する部分及び評価点」を除く部分
24	平成15年度 面接 評価票(養教)	「評価の観点に相当する部分及び評価点」を除く部分
25	平成15年度 面接 (ロールプレイ)評価票(養教)	「評価の観点に相当する部分及び評価点」を除く部分
26	平成15年度 面接 評価票	評価点を除く部分
27	平成15年度 集団面接評価票	評価点を除く部分

別紙 2

	公文書名	決定内容
1	二次試験英語面接質問	非公開(7条6号)
2	第1次試験集団面接質問例	非公開(7条6号)
3	個人面接試験の質問例	非公開(7条6号)
4	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 音楽実技採点用紙	非公開(7条6号)
5	平成15年度 教員採用試験実技試験採点表 教科(科目)[美術実技試験]	非公開(7条6号)
6	家庭(被服実技問題)採点用紙	非公開(7条6号)
7	家庭(食物実技問題)採点用紙	非公開(7条6号)
8	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 養護実技採点用紙	非公開(7条6号)
9	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 体育実技採点用紙(小学校)	非公開(7条6号)
10	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 体育実技採点用紙(中・高・特)	非公開(7条6号)
11	平成15年度 教員採用試験実技試験採点表 教科(科目)[技術/パソコン実技試験]	非公開(7条6号)
12	平成15年度 教員採用試験実技試験採点表 教科(科目)[商業/パソコン実技試験]	非公開(7条6号)
13	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 体育実技採点用紙	非公開(7条6号)
14	パソコン実技試験評価表	非公開(7条6号)
15	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 音楽実技試験採点簿	非公開(7条6号)
16	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 英会話試験採点簿	非公開(7条6号)
17	Judging Form	非公開(7条6号)
18	平成15年度 島根県教員採用試験 中学校理科実技試験(採点シート)	非公開(7条6号)
19	平成15年度 島根県教員採用試験 理科実技試験(高校理科・物理)採点シート	非公開(7条6号)
20	平成15年度 島根県教員採用試験 高校化学実技試験(採点シート)	非公開(7条6号)
21	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 小論文試験採点票	非公開(7条6号)
22	第1次面接評価表	非公開(7条6号)
23	平成15年度 面接 評価票(一般)	非公開(7条6号)
24	平成15年度 面接 評価票(養教)	非公開(7条6号)
25	平成15年度 面接 (ロールプレイ)評価票(養教)	非公開(7条6号)
26	平成15年度 面接 評価票	非公開(7条6号)
27	平成15年度 集団面接評価票	非公開(7条6号)
28	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験(一次試験)配点基準一覧	非公開(7条6号)
29	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験選考(換算)について	非公開(7条6号)
30	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験第一次試験選考基準について	非公開(7条6号)
31	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考について(2次)	非公開(7条6号)
32	平成14年実施 平成15年度島根県公立学校教員採用選考試験 一般教養・教職教養問題解答が記載された文書	非公開(不存在)
33	平成14年実施 平成15年度島根県公立学校教員採用選考試験 専門教養問題解答が記載された文書	非公開(不存在)
34	平成14年実施 平成15年度島根県公立学校教員採用選考試験 一般教養・教職教養問題配点が記載された文書	非公開(不存在)
35	平成14年実施 平成15年度島根県公立学校教員採用選考試験 専門教養問題配点が記載された文書	非公開(不存在)
36	平成14年実施 平成15年度島根県公立学校教員採用選考試験 小論文試験解答が記載された文書	非公開(不存在)
37	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 一般教養・教職教養	公開
38	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 特殊教育	公開
39	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 小学校	公開
40	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 国語	公開
41	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 社会	公開
42	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 地理歴史	公開
43	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 数学	公開
44	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 理科	公開
45	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 理科(物理)	公開
46	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 理科(化学)	公開
47	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 英語	公開
48	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 音楽	公開
49	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 美術	公開
50	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 保健体育	公開
51	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 技術	公開
52	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 家庭	公開
53	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 農業(農業園芸)	公開
54	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 農業(特殊)	公開
55	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 工業(機械)	公開
56	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 工業(建築)	公開
57	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 工業(土木)	公開
58	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 商業	公開
59	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 水産(漁業)	公開
60	平成15年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題 養護教諭	公開
61	実技試験一覧表	公開
62	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験問題 (音楽実技)	公開
63	美術実技問題	公開
64	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験問題 家庭(被服実技)	公開
65	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験問題 家庭(食物実技)	公開
66	養護教諭実技試験問題	公開
67	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験問題 技術(実技)	公開
68	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験問題 商業(実技)	公開
69	平成15年度 教員採用試験水泳実技問題	公開
70	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 パソコン実技試験	公開
71	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験問題 (小学校・特殊教育諸学校小学部音楽実技)	公開
72	平成15年度 島根県教員採用試験 中学校理科実技試験	公開
73	平成15年度 島根県教員採用試験 理科実技試験(高校理科・物理)	公開
74	平成15年度 島根県教員採用試験 高校化学実技試験	公開
75	平成15年度 島根県公立学校教員採用候補者選考試験 小論文試験	公開
76	集団面接 話し合いの資料	公開
77	模擬授業について	公開
78	養護教諭簡易ロールプレイ原案	公開